

支援3 わな猟・網猟・第2種銃猟免許の取得経費を支援します

狩猟免許（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受講料の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する人 当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験（わな猟、網猟または第2種銃猟免許）に合格する人 狩猟免許取得後、当年度内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する人 			
補助対象経費	10,000円を上限として、狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）の受験手数料の一部を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。			
種別	区分	狩猟免許手数料	補助金額	自己負担金額
	新たに狩猟免許の1種類を取得する人	5,200円	5,000円	200円
	新たに狩猟免許の2種類を取得する人	10,400円	10,000円	400円
	既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を1種類取得する人	3,900円	3,000円	900円
申請方法 （1、2の二段階で申請いただきます。）	<ol style="list-style-type: none"> 農業振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の申請書類（補助金交付申請書、狩猟免許取得計画書、収支予算書）に必要事項を記入し、試験日の前日までに農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 狩猟免許試験に合格し、猟友会に入会後、当年度内に実績報告書類を農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 			

支援4 猟銃の購入費を支援します

初めて猟銃を取得する方に、猟銃の取得に係る経費の一部を支援します。

対象	次の条件を全て満たす人			
条件	<ul style="list-style-type: none"> 上越市鳥獣被害防止対策協議会が実施するOJT研修（10～11月頃を予定）を受講すること ※予約いただいた方に個別に連絡します。 上越市鳥獣被害防止対策実施隊員（以下、「実施隊員」という。）または実施隊員になることが確実に見込まれる人 初めて銃を取得する人 ※申請せずに既に銃を購入した方は支援対象外となるのでご注意ください 猟銃取得日時点で49歳以下の人 			
補助対象経費	100,000円を上限として、猟銃購入費（税抜き）×1/2以内を支援します。ただし、予算に限りがあるため、猟銃の取得を検討されている方は速やかに下記の間合せ先までご相談ください。			
申請方法 （1、2の二段階で申請いただきます。）	<ol style="list-style-type: none"> 農業振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、上記条件の①及び②についての同意書）に必要事項を記入し、速やかに農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 猟銃を取得した年度内に補助金交付申請書類を農業振興課または各総合事務所（農政担当窓口）に提出してください。 			

支援5 「くくり罠」のノウハウを学ぶ技術講習会を開催します

猟友会に入会間もない、経験が浅い方を対象に、猟友会のベテランハンターから、くくり罠を設置するポイントやエサの選び方、日々の管理方法など、テクニックを学ぶための技術講習会の開催を予定しています。

- 開催時期 10月頃（予定）
- 対象 猟友会入会後5年程度の方 ※詳細は、猟友会各支部を通じてお知らせします。

問合せ先
 支援制度に関すること 上越市 農林水産部 農業振興課（電話：025-520-5755）
 猟友会に関すること
 狩猟免許試験に関すること 上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター環境課（電話：025-524-4237）

鳥獣捕獲の担い手を募集しています！

～免許等の取得や技術向上に向けた支援制度のお知らせ～



生物多様性と農山漁村の環境を守るあなたの力を必要としています

イノシシによる農作物被害は、数年前の大雪や豚熱の影響により、一時減少しましたが、ここ最近では、再び生息頭数が増加傾向にあると推測されており、当市の主産業である農業に甚大な被害を与えるとともに、市民への直接的な被害が発生することも懸念されています。

このため、上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣捕獲を強力に推進していますが、その有害鳥獣捕獲を担う一般社団法人新潟県猟友会市内6支部の今後の世代交代や更なる体制強化に向けて、熱意ある新たな人材を募集していますので、是非ともお力をお貸しください。

令和8年4月

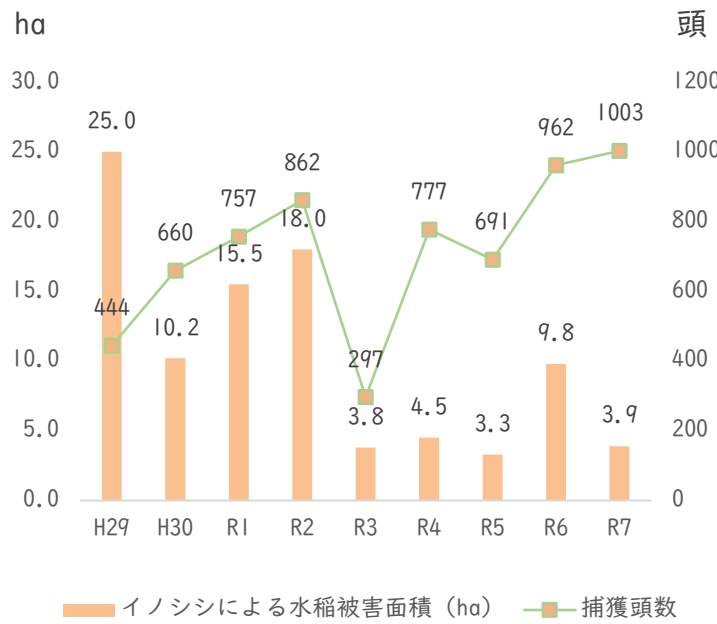
上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会

担い手確保による有害鳥獣捕獲の更なる強化

令和7年度のイノシシによる水稻被害は、前年度より大きく減少しています。その反面、イノシシ捕獲頭数を見ると、大雪や豚熱の発生により令和3年度は一時的に減少したものの、令和4年度以降は増加傾向にあることから生息頭数も増加傾向にあると考えられます。

被害根絶に向けた様々な対策のうち、有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会の皆さんに依頼し、大きな成果を上げていただいています。

一方で、会員の高齢化が進行しつつあり、猟友会の持続性が懸念されることから、新たな担い手の確保・育成をあわせて行い、猟友会の体制を強化することで、当市の捕獲対策を将来にわたって維持させていきます。



**狩猟免許を取得して、猟友会に加入し、
市民と農業を守る有害鳥獣捕獲にご協力ください！**

猟友会で活躍されている若きハンターを紹介します！



一般社団法人 新潟県猟友会 佐藤 満 さん

Q. 「狩猟者」になったきっかけは？

A. イノシシによる農作物被害を受けたことがきっかけです。毎年、田んぼを荒らされてしまうので、狩猟免許を取得し、被害を防ごうと思いました。

Q. 狩猟活動で感じたことはありますか？

A. 免許を取得してから6年目になりますが、捕獲しても生息数が減少していないように感じています。また、捕獲活動では私自身の技量不足を感じており、時々、逃げられてしまうこともありますが、今後の活動の中で腕を磨いていきたいと思っています。

Q. 市民の方々へのメッセージをお願いします

A. 実際に免許を取得しても最初のうちは上手く捕獲ができず不安になることがあると思いますが、経験豊富な先輩方から捕獲のコツや注意すべきポイントを繰り返し教えてもらえるので心配ありません。狩猟に興味のある方や農作物を守りたい方は、ぜひ免許を取得してみてください。1人でも多く、仲間が増えることを楽しみにしています。

支援制度の内容 ※いずれも猟友会に入会することが要件

支援1 捕獲した獣種・頭数に応じて支援が受けられます

猟友会会員が行う、イノシシ等の捕獲活動に対して支援を行っています。単価と捕獲頭数により算出した支援費を猟友会各支部を通じてお支払いしています。

獣種	1頭当たり支払単価	獣種	1頭当たり支払単価
イノシシ(成獣)	15,000円	タヌキ・ハクビシン・アナグマ・ノウサギ・テン・キツネ・アライグマ	2,000円
イノシシ(幼獣)	6,000円		
ニホンジカ(成獣)	12,000円	カラス	500円
ニホンジカ(幼獣)	5,000円	アオサギ	200円
ツキノワグマ	25,000円		

※令和8年度よりツキノワグマを支払いの対象としました。

※猟友会各支部によっては、支払額から経費等が差し引かれる場合があります。

支援2 第1種銃猟免許・猟銃の所持許可取得に係る経費を支援します

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に、取得経費の一部を支援しています。

対象	次の必須条件を全て満たす人で、かつ、選択条件のいずれかを満たす人	
必須条件	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する人 市税を完納している人 猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲に協力することを確約する人 	
選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人 ② 既に第1種銃猟免許を所有している人で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人 ③ 既に猟銃の所持許可を所有している人で、第1種銃猟免許を当年度内に新たに取得する人 	
補助対象経費	54,000円を上限として、次の経費を支援します。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。	
	選択条件①の人	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験時の健康診断料 銃の射撃教習受講料 銃の所持許可申請時の健康診断料 ハンター保険料
	選択条件②の人	<ul style="list-style-type: none"> 銃の射撃教習受講料 銃の所持許可申請時の健康診断料 ハンター保険料
	選択条件③の人	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許試験時の健康診断料 ハンター保険料
申請方法 (1、2の二段階で申請いただきます。)	<ol style="list-style-type: none"> 農業振興課、各総合事務所(農政担当窓口)または市ホームページ上の予約書類(支援申請予約書、市税納入状況照会の同意書)に必要事項を記入し、試験日の前日までに農業振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。 第1種銃猟免許、猟銃の所持許可を取得後、当年度内に申請書類や領収証の写しを農業振興課または各総合事務所(農政担当窓口)に提出してください。 	